

第3章 建設業

第1節 建設業の振興

1 建設業の現状

建設業は、本県の総生産の7.9%、就業者数の9.2%を占めるなど、地域経済・雇用を支える基幹産業の一つです。

また、社会資本整備の担い手としてだけではなく、災害や除雪への対応等を通じて、県民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしており、地域に貢献する建設業としての重要性が近年さらに高まっています。

しかしながら、長く続いてきた建設投資の大幅な減少を背景に、就業者の高齢化や若年入職者の減少が進んだことから、将来の建設工事の担い手不足等が懸念されており、人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。

◆全産業に占める建設業の位置

(単位：億円、人、%)

	全産業	うち建設業(構成比)
総生産(名目)	36,248	2,861 (7.9)
雇用者数(県内・就業地ベース)	419,921	37,781 (9.0)
就業者数(県内・就業地ベース)	492,497	45,496 (9.2)

注)「令和元年度秋田県県民経済計算年報」(令和4年3月発行)による。

◆建設業の許可業者数

区分\年	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4
知事	4,036	4,023	3,988	3,957	3,832	3,805	3,775	3,766	3,724	3,687
大臣	58	59	59	59	57	57	54	52	49	48
計	4,094	4,082	4,047	4,016	3,889	3,862	3,829	3,818	3,773	3,735

注) 各年3月31日現在の業者数である。

◆資本金階層別許可業者数(令和4年3月31日現在)

個人	法人						合計
	200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上	小計	
742 (19.9%)	200	931	673	1,114	75	2,993 (80.1%)	3,735
	1,873 (50.1%)			1,862 (49.9%)			(100.0%)

2 建設産業における担い手の確保・育成等

(1)秋田県建設産業担い手確保育成センター(H29～R3)の取組状況

「若者確保」「女性活躍」「ICT活用」を柱に、入職促進に向けた取組等を実施

【主な成果】

人材確保に向けた官民一体となった取組が定着し、新規高卒者の入職者数は150人前後で推移

〔若者確保〕高校生等と県内企業とのマッチング機会が拡大

〔女性活躍〕県内8地域で女性部会が設立され、業界全体で女性活躍に取り組む意識が定着

〔ICT活用〕建設ICT研修拠点が整備され、民間主導による人材育成の仕組みが確立

【課題】

○県内産業の中でも依然として、人手不足、高齢化が顕著(有効求人倍率5倍強)

○賃金は、県内産業の中でも高い水準にあるものの、全国との格差は大きい

○賃金水準の優位性が、雇用の拡大に直接結びついていない

こうしたことを踏まえ、これまでの人材確保に向けた取組に加え、建設産業のイメージアップや各企業の経営基盤強化を総合的に支援していくため体制を拡充

(2)秋田県建設産業活性化センター(R4～)による建設産業振興に向けた取組方針

◆センターの目指す姿

『県内建設産業の持続的な発展』

将来にわたり地域社会を支える建設産業の持続的・安定的な発展

◆重点取組方針

- I [人材確保] 高校生・大学生等と企業のマッチング支援
- II [イメージアップ] 建設産業で働く魅力の発信によるイメージアップの推進
- III [経営基盤の強化] 県内建設企業における経営基盤強化への支援



【高校での出前説明会】【目標となる先輩社員紹介】【けんせつ女子PRイベント】

【ICTの活用】

総合的な支援

「新4K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる、かっこいい)」の実現を目指す！

3 秋田県発注工事におけるモデル工事等

建設業は、社会資本整備はもとより、災害や除雪等への対応を通じて、県民の安心・安全の確保に重要な役割を果たしています。しかしながら、建設労働者の高齢化と新規入職者の減少による次世代の担い手不足が深刻化しており、建設業における担い手確保・育成のための取り組みの一環として、平成29年度よりモデル工事を実施しています。

①女性技術者活躍モデル工事

建設業への女性の入職促進や就労継続に向けた環境整備を推進していくため、女性技術者の配置を入札参加資格要件とするモデル工事を実施します。

・令和3年度実績 36件(発注者指定型7件、受注者希望型29件)

※例えば、女性専用の快適トイレ(洋式便座・防臭対策機能・照明設備・鏡付き洗面台等を備えたもの)の設置を条件とし、その費用は当初設計に計上しています。



②週休2日制工事

建設現場における若手入職と定着の促進を図り、建設産業の担い手を確保・育成するために、週休2日制の普及に向けた工事を実施します。

・令和3年度実績 395件(発注者指定型124件、受注者希望型271件)

③ICT活用モデル工事及び簡易型ICT活用モデル工事

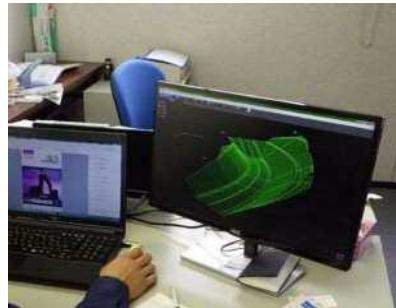
ICT技術の全面的な活用により、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す新しい取り組みとして、ICT活用モデル工事等を実施します。

- ・ICT活用モデル工事：令和3年度実績 29件(発注者指定型12件、受注者希望型17件)
- ・簡易型：“ ”：令和3年度実績 12件(発注者指定型10件、受注者希望型 2件)

※ICT(Information and Communication Technology)：情報通信技術(情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスなどの総称)



UAVによる起工測量状況



3次元設計データ作成状況



ICT建設機械による施工状況

4 「建設工事従事者の安全および健康の確保に関する秋田県計画」の取組の推進

建設業における労働災害の発生状況や建設工事従事者の高齢化の進行を踏まえ、建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、待遇の改善と地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保が急務となっています。

こうした課題に対応するため、本県建設業の現状と課題を分析し、建設工事に関わる関係者が共通認識のもと、建設業の現状や地域の実情を踏まえた県計画を策定し、施策や取組を推進しています。

5 建設DX加速化事業の推進

人口減少や高齢化が進む中、県内建設企業においては働き方改革とともに、現場の生産性や安全性について一層の向上が求められていることから、ICT施工の更なる普及等による建設DXの加速化に取り組みます。

(1)建設ICT機器を導入する企業に対する補助

建設企業が所有する従来建機のICT化や建設コンサルタント等の3次元測量・設計の取組に要する経費を助成します。

- ・補助先：県内の建設業者及び建設コンサルタント等
- ・補助対象：ICT建機後付け機器、測量ドローン、3次元設計ソフトウェア等の導入費用
- ・補助率等：1／2 上限1,000千円

(2)受発注者間の情報共有のための環境の整備

受注者との遠隔臨場や3次元設計データの情報共有を図るため、県側の環境整備を実施します。

- ・パソコン購入

第2節 入札参加資格審査

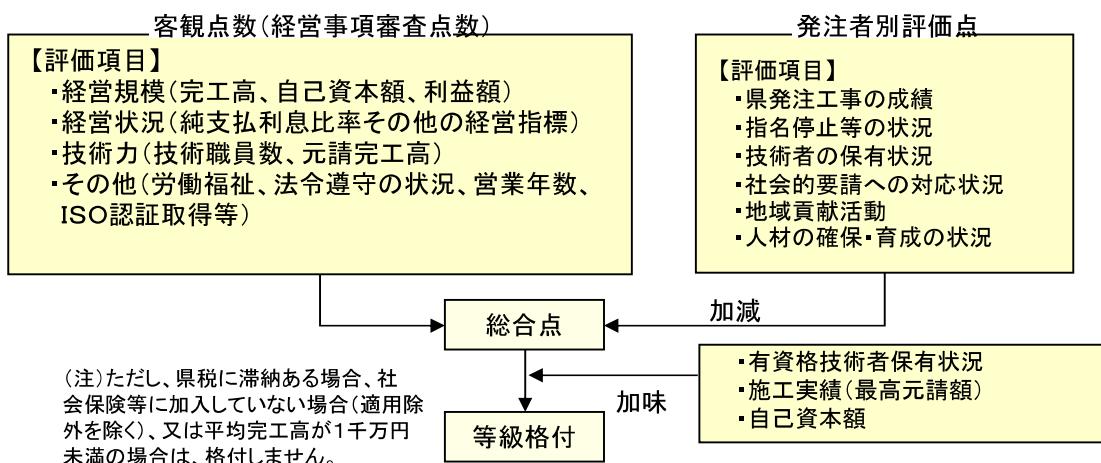
1 入札参加資格審査(等級格付)の仕組み

発注する建設工事の規模や難易度等に見合う能力を有する建設業者を公正かつ効率的に選定するために、あらかじめ入札参加資格審査(等級格付)を行っています。

県内業者については、建設業法に基づく経営事項審査による点数(客観点数)に、工事成績や指名停止等の状況による点数(発注者別評価点)を加減した点数(総合点)を基礎として、有資格技術者保有状況や施工実績(最高元請額)等も加味して、等級格付しています。また、県外業者については、経営事項審査による点数を基礎として等級格付しています。

いずれも、2年に1回の等級格付(格付のない者等についてはその中間年に格付)となっています。

【 等級格付の仕組み(県内業者の場合) 】R3・R4年度適用



2 等級・工事別格付業者数(令和4年5月1日現在)

①県内業者

工種 等級	一般土木	建築一式	電気	給排水	その他	計
A級	197	71	72	85	658	1,083
B級	202	59	90	82	156	589
C級	260	107	-	-	-	367
計	659	237	162	167	814	2,039

②県外業者

A級	138	94	148	84	567	1,031
合計	797	331	310	251	1,381	3,070

3 年度別格付業者数

区分	工種	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
県内	業者実数	1,208	1,175	1,177	1,147	1,148	1,124	1,135	1,109	1,120
	業者延数	2,006	1,959	1,973	1,930	1,950	1,992	2,039	2,001	2,039
県外	業者実数	534	509	535	501	509	490	500	486	497
	業者延数	1,097	1,047	1,082	1,019	1,027	1,005	1,020	1,018	1,031

注)業者延数とは、工種毎の格付業者数を単純合計したものといいます。

第3節 入札・契約制度

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨等も踏まえ、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「談合その他の不正行為の排除」、「ダンピング受注の防止」、「適正な施工の確保」等を基本として、入札・契約制度の適正化に努めています。

透明性の確保 (情報の公表)	<ul style="list-style-type: none">①工事の発注見通しの公表(予定価格250万円超の工事について、年6回公表)②入札参加資格、資格者名簿及び指名基準の公表(隨時)③業者選定経緯及び入札結果の公表(契約後に公表)④予定価格の公表(入札前に公表)⑤低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表(③に同じ)⑥その他入札契約制度に関する要綱、要領等の公表(隨時)⑦第三者機関(秋田県入札制度適正化推進委員会)による審査、意見の具申等																
公正な競争の促進	<ul style="list-style-type: none">①手続の透明性、競争性が高い一般競争入札の導入 <table border="1"><thead><tr><th>入札方式</th><th>対象工事 (原則)</th><th>入札参加地域要件 (原則)</th><th>主な入札参加資格要件 (原則)</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般競争入札</td><td>22.8億円以上</td><td>制限なし</td><td><ul style="list-style-type: none">・特定A級・技術者専任配置・経審点数・同種工事施工実績等</td></tr><tr><td>条件付き一般競争入札</td><td>1億円以上 ～ 22.8億円未満</td><td>全県 (1億円以上3億円未満の一般土木工事は ブロック単位)</td><td><ul style="list-style-type: none">・請負対応額に対応した格付区分・技術者専任配置等</td></tr><tr><td></td><td>1億円未満</td><td>地域振興局単位</td><td></td></tr></tbody></table> <p>*緊急を要する工事等に限り、指名競争入札を活用</p> <ul style="list-style-type: none">②総合評価落札方式、設計施工一括発注方式等の適切な活用③適切な競争参加資格の設定④入札及び契約の過程に関する説明要求・回答の仕組みの構築	入札方式	対象工事 (原則)	入札参加地域要件 (原則)	主な入札参加資格要件 (原則)	一般競争入札	22.8億円以上	制限なし	<ul style="list-style-type: none">・特定A級・技術者専任配置・経審点数・同種工事施工実績等	条件付き一般競争入札	1億円以上 ～ 22.8億円未満	全県 (1億円以上3億円未満の一般土木工事は ブロック単位)	<ul style="list-style-type: none">・請負対応額に対応した格付区分・技術者専任配置等		1億円未満	地域振興局単位	
入札方式	対象工事 (原則)	入札参加地域要件 (原則)	主な入札参加資格要件 (原則)														
一般競争入札	22.8億円以上	制限なし	<ul style="list-style-type: none">・特定A級・技術者専任配置・経審点数・同種工事施工実績等														
条件付き一般競争入札	1億円以上 ～ 22.8億円未満	全県 (1億円以上3億円未満の一般土木工事は ブロック単位)	<ul style="list-style-type: none">・請負対応額に対応した格付区分・技術者専任配置等														
	1億円未満	地域振興局単位															
不正行為の排除	<ul style="list-style-type: none">①談合情報対応マニュアルによる談合情報への厳正な対応(公正取引委員会等との連携)②談合、一括下請負等の不正行為に対する厳正な処分等(指名停止、建設業法上の監督処分)																
ダンピング受注の防止	<ul style="list-style-type: none">①適正な予定価格の設定②見積内訳明細書の提出、確認③低入札価格調査制度(競争入札に付す全ての建設工事)の厳正な運用<ul style="list-style-type: none">・失格判断基準の設定、業者に対するヒアリング、資料収集・履行保証割合の引き上げ・前払金の支給割合の引き下げ・受注者側技術者の増員配置・落札業者の施工体制の点検強化・低入札受注の繰り返しに対するペナルティ措置																
適正な施工の確保等	<ul style="list-style-type: none">①工事成績評定の実施(500万円以上の工事)、受注者に対する評定結果の通知②施工体制の把握の徹底(施工体制台帳等の確認、施工体制点検等実施要領に基づく点検等)③不良・不格業者の排除(暴力団排除対策の徹底、社会保険等未加入者は下請負人になれない)																